年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1	今回	のね	~ #	4. 生	の概要	ī
Ι.		מאנט	つぜん	ハマ	: U) NUT - S	÷

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 6件

滋賀厚生年金 事案 862

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、123万4,000円とすること が必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月25日

私は、平成17年7月25日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与明細書等から判断すると、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、申立期間の標準賞与額については、123万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和42年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月31日から同年11月1日まで 高校を卒業してから60歳で退職するまで、A社に継続して勤務し厚生年 金保険にも加入していたのに、年金記録に1日の空白期間がある。当時、同 社B工場から同社C工場へ転勤したが、途中で退職したことは無いので、調 査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在職証明書、同社の回答及び雇用保険の記録等から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(A社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人及び同時期にA社B工場から同社C工場に 異動した同僚が、10月31日まで同社B工場で勤務したと供述していることか ら、同社B工場における資格喪失日を昭和42年11月1日とすることが妥当で ある。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和42年10月1日の定時決定後の標準報酬月額が4万5,000円と確認できることから、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所(当時)に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料の納入告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年7月20日の標準賞与額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月20日の標準賞与額に係る記録を45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①及び②に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく 厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納 付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月20日

② 平成16年12月20日

A社での勤務期間中に支給された平成16年7月の賞与に係る記録が厚生年金保険の記録から抜け落ちている。また、同年12月の賞与に係る記録は、実際に支給された賞与よりも低い金額が記録されている。調査をして年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、事業主が提出した賞与に係る給与台帳及び事業所からの回答により、申立人に対し、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間①の標準賞与額については、賞与に係る給与台帳に記載された賞与額及び厚生年金保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険 事務所(当時)に提出していないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を 納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る 当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、 当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、事業主が提出した賞与に係る給与台帳から、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額(45万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に支給した賞与額より低い金額を誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年7月20日の標準賞与額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月20日の標準賞与額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①及び②に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく 厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納 付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月20日

② 平成16年12月20日

A社での勤務期間中に支給された平成16年7月の賞与に係る記録が厚生年金保険の記録から抜け落ちている。また、同年12月の賞与に係る記録は、実際に支給された賞与よりも低い金額が記録されている。調査をして年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、事業主が提出した賞与に係る給与台帳及び事業所からの回答により、申立人に対し、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間①の標準賞与額については、賞与に係る給与台帳に記載された賞与額及び厚生年金保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険 事務所(当時)に提出していないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を 納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る 当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、 当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、事業主が提出した賞与に係る給与台帳から、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額(50万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に支給した賞与額より低い金額を誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年7月20日の標準賞与額に係る記録を27万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月20日の標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①及び②に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく 厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納 付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月20日

② 平成16年12月20日

A社での勤務期間中に支給された平成16年7月の賞与に係る記録が厚生年金保険の記録から抜け落ちている。また、同年12月の賞与に係る記録は、実際に支給された賞与よりも低い金額が記録されている。調査をして年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、事業主が提出した賞与に係る給与台帳及び事業所からの回答により、申立人に対し、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間①の標準賞与額については、賞与に係る給与台帳に記載された賞与額及び厚生年金保険料控除額から、27万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険 事務所(当時)に提出していないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を 納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る 当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、 当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、事業主が提出した賞与に係る給与台帳から、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額(30万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に支給した賞与額より低い金額を誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年7月20日の標準賞与額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月20日の標準賞与額に係る記録を40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①及び②に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく 厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納 付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月20日

② 平成16年12月20日

A社での勤務期間中に支給された平成16年7月の賞与に係る記録が厚生年金保険の記録から抜け落ちている。また、同年12月の賞与に係る記録は、実際に支給された賞与よりも低い金額が記録されている。調査をして年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、事業主が提出した賞与に係る給与台帳及び事業所からの回答により、申立人に対し、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間①の標準賞与額については、賞与に係る給与台帳に記載された賞与額及び厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険 事務所(当時)に提出していないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を 納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る 当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、 当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、事業主が提出した賞与に係る給与台帳から、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額(40万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に支給した賞与額より低い金額を誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年7月20日の標準賞与額に係る記録を25万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月20日の標準賞与額に係る記録を40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①及び②に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく 厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納 付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月20日

② 平成16年12月20日

A社での勤務期間中に支給された平成16年7月の賞与に係る記録が厚生年金保険の記録から抜け落ちている。また、同年12月の賞与に係る記録は、実際に支給された賞与よりも低い金額が記録されている。調査をして年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、事業主が提出した賞与に係る給与台帳及び事業所からの回答により、申立人に対し、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間①の標準賞与額については、賞与に係る給与台帳に記載された賞与額及び厚生年金保険料控除額から、25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険 事務所(当時)に提出していないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を 納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る 当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、 当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、事業主が提出した賞与に係る給与台帳から、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額(40万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に支給した賞与額より低い金額を誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年7月20日の標準賞与額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月20日の標準賞与額に係る記録を35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①及び②に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく 厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納 付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月20日

② 平成16年12月20日

A社での勤務期間中に支給された平成16年7月の賞与に係る記録が厚生年金保険の記録から抜け落ちている。また、同年12月の賞与に係る記録は、実際に支給された賞与よりも低い金額が記録されている。調査をして年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、事業主が提出した賞与に係る給与台帳及び事業所からの回答により、申立人に対し、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間①の標準賞与額については、賞与に係る給与台帳に記載された賞与額及び厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険 事務所(当時)に提出していないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を 納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る 当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、 当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、事業主が提出した賞与に係る給与台帳から、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額(35万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に支給した賞与額より低い金額を誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の昭和55年6月から同年8月までの期間、同年10月から56年7月までの期間、57年1月、同年2月、同年12月から60年3月までの期間、61年5月から同年9月までの期間及び63年7月から平成元年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年6月から同年8月まで

- ② 昭和55年10月から56年7月まで
- ③ 昭和57年1月及び同年2月
- ④ 昭和57年12月から60年3月まで
- ⑤ 昭和61年5月から同年9月まで
- ⑥ 昭和63年7月から平成元年5月まで

昭和57年から60年頃に、A市役所にて国民年金の加入手続を行い、後に2年分の過年度保険料を一括して納付したが、未納となっている。その後の国民年金保険料は、親が納付していると思う。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年から60年頃までの間に、A市役所において、国民年金の加入手続を行い、その後、2年分の保険料を遡り、一括して納付したと主張しているところ、申立人の基礎年金番号は、平成9年1月に同番号制度が発足した後の同年4月14日に、申立人が、昭和54年4月2日に被保険者資格を取得した厚生年金保険記号番号を付番したことが確認でき、この時点を基準にすると、申立期間は時効により保険料を納付することはできない期間である上、申立期間の保険料を納付する前提となる国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間④、⑤及び⑥について、申立人自身は、国民年金保険料の納付手続に直接関与していないと供述しており、保険料納付を行ったとする申立人の父親は既に死亡しているため、具体的な状況は不明である。

なお、平成6年の国民年金法の改正により、これまで未届や届の遅延により、2年の時効を過ぎたため、国民年金第3号被保険者期間とはならず、未納とされていた期間について、平成7年4月から9年3月までの期間に届出を行えば、2年を経過した期間についても、国民年金第3号被保険者期間として取り扱うこととする特例措置が採られ、申立人は、9年2月21日にこの届出を行っていることがオンライン記録により確認できるところ、申立人は、この届出を行った記憶は無いと供述している。しかしながら、同届出には厚生年金保険の被保険者である配偶者の勤務する事業所又は医療保険の保険者(申立人の場合、B健康保険組合)の証明が必要である上、申立人の国民年金第3号被保険者の資格取得日は、申立人がその夫の健康保険組合の被扶養者となった日(平成元年6月16日)と一致することから、同届出を受け、9年4月14日に、厚生年金保険被保険者期間を除いた申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥は、それまで未加入期間であったが遡って国民年金の被保険者期間とされたものの、この時点では、これらの期間の保険料は時効により納付できないことから、未納期間とされているものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 960

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 5 月から 50 年 3 月までの期間、53 年 10 月から同年 12 月までの期間及び54年 4 月から同年12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年5月から50年3月まで

② 昭和53年10月から同年12月まで

③ 昭和54年4月から同年12月まで

母親が申立期間の国民年金保険料を納めていたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年10月1日に申立人の長兄夫婦と連番で払い出されていることから、当該期間のうち48年6月以前の期間の保険料は制度上時効により納付することができず、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によれば、当該期間の直後の昭和50年4月からは申請免除期間とされているが、過年度である当該期間については、免除申請できなかったものと考えられ、当該年度の保険料の免除申請を行いながら、過年度である当該期間の保険料を納付したとは推認し難い。

申立期間②及び③について、前後の期間は納付済みとなっているものの、国 民年金手帳記号番号が連番で払い出されている申立人の長兄夫婦についても、 長期間にわたって国民年金保険料の納付実績が無いことから、申立期間の保険 料の納付があったとは推認し難い。

また、申立人自身は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は高齢のため聴取できないことから、申立期間当時の保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 961

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から44年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から44年2月まで

私は、申立期間当時、勤めを辞めて、長男の出産と子育てにかかっていた。 当時、家族が国民年金に加入しており、自治会で集金が行われていたので、 私だけ加入していないということはないと思う。ところが、申立期間につい て、国民年金の未加入期間であるとされている。亡くなった義母が、当時、 国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料も納付してくれていたと思う ので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人が昭和41年10月1日にA事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、44年3月1日に申立人の夫と共に国民年金の強制被保険者資格を取得するまでの期間であるが、オンライン記録では、申立人が国民年金の任意加入手続を行った事蹟は見当たらず、当該期間は国民年金の未加入期間とされていることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできなかった期間であり、ほかに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、B町における国民年金被保険者名簿の資格得喪記録欄を見ても、申立人は、昭和37年7月1日に国民年金被保険者資格を喪失した後、44年3月1日に再び資格取得した記録となっており、これは国民年金の資格得喪に関するオンライン記録と一致している。

さらに、申立人の義母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、申立人の義母は既に亡くなっているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民

年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 870

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月から28年5月まで

申立期間、A事業所でBをしていた。年金事務所で当時のBの厚生年金保険の加入については、事業主が加入、非加入を決めることになっているとの説明を受けたが納得できない。年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された回答書から、申立人が昭和27年10月9日から28年3月14日までの期間及び同年4月19日から同年4月30日までの期間、当該事業所においてBとして在職していた事実は認められる。

しかしながら、A事業所は、「当事業所が、Bの厚生年金保険加入のため適用事業所となったのは、昭和36年4月1日であり、それより前に、申立人を含めBが当事業所を通じて厚生年金保険に加入した記録は無い。」と回答している。

また、適用事業所名簿及びオンライン記録においても、A事業所は、昭和 36 年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、 厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立期間の事業主とみられるCについて、事業所名簿及びオンライン記録を調査するも、該当する事業所は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 871

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から23年1月1日まで

② 昭和23年1月1日から28年2月1日まで

③ 昭和29年1月10日から32年1月1日まで

日本年金機構から送られてきた書類では、申立期間①について、加入記録が無いとのことであったが、A社において、Bの仕事をしていた。申立期間②及び③について、加入記録が9か月となっているが、C社にはDとして、9年間勤めていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務したとするA社は、厚生年金保険の適用事業所として確認できないものの、健康保険労働者年金保険被保険者名簿を見ると、類似の名称の事業所として昭和17年9月1日に労働者年金保険(昭和19年1月1日から厚生年金保険)の適用事業所となったE社が確認できる。

また、その被保険者名簿には、申立人が記憶している同僚の名前が複数存在している上、昭和18年4月1日にその事業所名称がF社に変更された後、合併により変更された事業所名が、申立人が勤務途中で変わったと供述する事業所名「G社」と一致することから、期間は特定できないものの、申立人が、申立期間①に係る事業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、G社は、既に閉鎖していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できない。

また、健康保険労働者年金保険被保険者名簿を見ても、申立期間①において、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号に欠番も見られない。申立期間②及び③について、申立人は、昭和23年1月1日から32年1月1日までの期間、勤務していたと申し立てているが、C社が厚生年金保険の適用

事業所となった日は、26年 12 月 1 日であり、同社が厚生年金保険の適当事業所ではなくなった日は、29年 5 月 16 日であることが確認できる。

また、C社において、「2年くらいは勤務していた。」と証言している同僚 の厚生年金保険の被保険者記録も4か月間であることから、同社は、採用後、 すぐには厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

さらに、C社は、既に閉鎖していることから、申立人の申立期間②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できない。

加えてC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間②及び③において、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 872

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月1日から同年9月25日まで 申立期間において、A社に勤務し、Bの作業及び以前の職場であったC社 からの受注、出荷の仕事をしていた。

年金事務所から被保険者名簿に名前が無いとの回答を受けたが、報道等に よると年金原簿に不備があるということなので、調査の上、年金記録を回復 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に勤務していた複数の同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は平成11年に合併をしており、承継会社は同社の関係資料を保管していない上、当時の事業主も死亡しており、申立人の同社における勤務 実態及び厚生年金保険の取扱いについての証言を得ることができなかった。

また、申立期間当時、A社において経理を担当していた同僚は、「申立人が Eにおいて勤務していたことは覚えている。しかし、私が保管しているA社の 労働者名簿には申立人の名前が無いことから、申立人はC社からの出向扱いと されていたのではないか。」と回答している。

これについて、申立人は、口頭意見陳述において、i)当時は、現在の機械などのような安全装置も無く、危険な作業であったので、保険も無いということであれば、そもそもA社には行かなかったこと、ii) C社とA社のBについての取引から、技術指導を行うためA社へ派遣された経緯から考えて、厚生年金保険に加入させないなどの差別的取扱いを受けるはずがないこと、iii) A社では、従業員全員のタイムカードを集約し本社に連絡するなど、管理職的な立場であったため、C社からの出向的な扱いではなかったと思うと主張している

が、申立人はA社における雇用保険の加入記録が確認できず、事業主が何らかの事情により、厚生年金保険についても同様に加入手続を行わなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 873

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年7月25日から34年2月1日まで

昭和29年9月1日にA社へ入社し、厚生年金保険の被保険者資格を取得した。入社してしばらくたった後、同社の事業主(B)が設立したC社に移り、その後再びBの実弟(D)が経営するE社へ移ったが、申立期間の加入記録が無い。

この間、継続して勤務し、長欠、入院、休職などの覚えは無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びE社の同僚の証言から、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社の事業主であるBが設立したC社(昭和32年8月13日設立)に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和35年1月29日であり、同日より前の期間において、当該事業所が適用事業所となった記録は無い。

また、オンライン記録によると、申立人と同様に、A社からC社に異動したと考えられる事業主のBが昭和32年6月1日に、元同僚が同年7月25日にA社において厚生年金保険の資格を喪失して以降、C社の新規適用日である35年1月29日までの間の加入記録が無い。

なお、オンライン記録によると、A社からBの実弟(D)が事業主であるE 社に異動したと思われる複数の同僚については、厚生年金保険の記録が継続し ていることが確認できるところ、これらの同僚は、「私自身は、E社に入社し て、事業主の実兄が経営するA社に出向したが、C社には勤務せずE社に直接 戻った。」と証言していることから、申立人とこれらの同僚とは、事情が異な るものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 874 (事案 752 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月6日から同年2月12日まで 申立期間は、A社に勤務しており、後にB社と社名変更したが、業務の変 更は無く、継続して勤務していた。

今回、新たに当時の社員名が確認できる名簿を提出するので、再調査をして申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人がA社の承継会社であるB社に継続して勤務していたことは認められるが、i) A社は昭和55年1月6日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、B社は同年2月12日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間は両事業所とも適用事業所ではないことが確認できること、ii) A社及びB社の厚生年金保険被保険者記録がある同僚3人が、申立期間において、厚生年金保険の第4種被保険者であったことが確認できること、iii) 申立人と同様に、申立期間に厚生年金保険が未加入となっている同僚に照会したが、当該期間の厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得ることはできなかったこと、iv) B社は既に閉鎖しており、閉鎖時の事業主は、「当時の書類は廃棄して残っていない。」と回答していることにより、申立人の厚生年金保険料の控除の状況を確認することはできないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成22年9月8日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、今回の再申立てに当たり、B社の社員名簿及び申立期間に係る家計簿を新たに提出するとともに、当時、同事業所の役員であった者(A社の清算人でB社設立当初の代表取締役)とDであった者に対して、

証言を得てほしいとして申し立てている。

しかしながら、上記の当時の役員は病気のため、また当時のDは既に死亡しているため、新たな証言を得ることができなかった上、B社の関連会社であるC社の健康保険組合の関係者は、「A社とB社の社名は知っているが、申立期間だけC社の健康保険組合に加入することは無いはずである。」と証言している。

また、申立人が提出した家計簿からは、申立期間の厚生年金保険料の控除を確認することはできなかった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 875

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月31日から同年6月1日まで

私は、平成元年5月31日にA事業所のBを退任し、同年6月1日からC事業所のDとして勤務した。両事業所は同一傘下の組織であり、私は1日の空白も無く勤務したので、申立期間も厚生年金保険に加入していたはずであるが、国(厚生労働省)の記録では国民年金の被保険者期間となっている。納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に在籍し、厚生年金保険の被保険者であった者8人(申立人を含む。)について、オンライン記録により資格喪失日を確認したところ、このうち7人の資格喪失日が月末、ほかの1人についても月半ばの資格喪失となっており、資格喪失日が月の初日になっている者はいないことが確認できる上、複数の同僚は、「厚生年金保険の月末の資格喪失は、ある種慣例となっていた。」、「自分も厚生年金保険を月末に資格喪失したことを認識しており、空白期間を国民年金で埋めた。」と証言している。

また、A事業所では、申立期間当時の厚生年金保険関係の資料を処分していることから、申立人に係る厚生年金保険料等の控除については不明としている上、同僚からも、厚生年金保険料の控除等について、積極的な証言を得ることができなかった。

さらに、雇用保険の記録により、申立人のA事業所における離職日は平成元年5月30日であることが確認できる。

なお、申立人が所持する年金手帳を見ると、申立期間が国民年金の被保険者期間であることが確認できる上、オンライン記録から、申立人の申立期間に係

る国民年金保険料は納付済みとなっていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。